

○ウェルカム本宮ファミリー移住支援金交付要綱

令和5年3月31日

告示第34号

改正 令和6年9月2日告示第111号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市への世帯等での移住及び定住を促進することで、将来にわたる定住人口対策を講じながら、市の活力を維持、向上させるため、県外から本市に移住し、定住する世帯等に対し、ウェルカム本宮ファミリー移住支援金(以下「支援金」という。)を交付することについて、本宮市補助金等の交付に関する規則(平成19年本宮市規則第56号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 世帯等とは、民法(明治29年法律第89号)第725条の規定による親族の2人以上の集まり、又は本市若しくは福島県からパートナーシップ・ファミリーシップに関する証明書の発行を受けた2人以上の集まりをいう。
- (2) 移住とは、県外に住民登録している者が、本市に転入することをいう。ただし、当該転入日から起算して1年以内に本市に住民登録していた者を除く。
- (3) 定住とは、転入日から起算して5年以上継続して本市に住民登録し、居住することをいう。
- (4) 転入日とは、県外から本市に転入し、本市に住民登録された住定日をいい、移住した世帯等の構成員がそれぞれ異なる日に本市に住民登録を行った場合は、最も遅い日を転入日とする。

(交付対象世帯等)

第3条 支援金の交付対象となる世帯等は、令和5年4月1日以降に移住した世帯等(以下「交付対象世帯等」という。)で、次の各号の全てに該当する世帯等とする。

- (1) 本市に定住する意思を有していること。
- (2) 就業者の場合にあっては、就業先の転勤等の理由で、転入日から起算して5年に満たない日までに、本市から転出することが明らかでないこと。
- (3) 申請日現在で、交付対象世帯等の構成員に市税等の滞納がないこと。
- (4) 交付対象世帯等の構成員に、暴力団員(本宮市暴力団排除条例(平成24年本宮市条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)がいないこと。
- (5) 交付対象世帯等が移住後に居住する住宅に、この告示に基づく支援金の交付を受けた者がいないこと。
- (6) 交付対象世帯等の構成員にもとみや移住支援金給付事業補助金交付要綱(令和元年本宮市告示第33号)による移住支援金の交付を受けた者がいないこと。
- (7) その他市長が交付対象世帯等として適当であると認めたこと。

(支援金の額)

第4条 支援金は毎年度予算の範囲内で交付するものとし、支援金の額は50万円とする。

(交付申請)

第5条 交付対象世帯等は、支援金の交付を受けようとするときは、当該世帯等の構成員から同意を得たうえで1人を代表者とし、当該代表者を申請者として、転入日から起算して1年以内に、ウェルカム本宮ファミリー移住支援金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民登録及び市税等納付状況確認同意書(様式第2号)
- (2) 誓約書(様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、速やかに審査を行い、その結果について、ウェルカム本宮ファミリー移住支援金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定による交付決定の通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、支援金の交付を受けようとするときは、ウェルカム本宮ファミリー移住支援金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(転出先の報告)

第8条 交付決定者は、転入日から起算して5年に満たない日までに、本市から転出しようとする場合は、転出届を届け出る前までに転出先報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、支援金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 転入日から起算して5年に満たない日までに、本市から転出した場合。ただし、災害等やむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 虚偽の申請その他不正行為により支援金の交付を受けた場合。
- (3) その他市長が適当でないと認めた場合。

2 市長は、前項の規定による支援金の交付決定を取り消す場合は、ウェルカム本宮ファミリー移住支援金交付決定取消通知書(様式第7号)により、交付決定者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第10条 市長は、前条の規定による支援金の交付決定を取り消した場合において、支援金がすでに交付されているときは、当該支援金を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により支援金の返還を命ずる場合は、ウェルカム本宮ファミ

リー移住支援金返還請求書(様式第8号)により、交付決定者に通知するものとする。
(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年9月2日告示第111号)

この告示は、公布の日から施行する。